

「相模原市国民健康保険財政健全化方針」の策定について

この度、「相模原市国民健康保険財政健全化方針」(以下「市国保財政健全化方針」といいます。)を策定しましたのでお知らせします。

市国保財政健全化方針は、平成 3 4 年度までに一般会計からの決算補填等を目的とした法定外繰入金の解消を図るため、適正な保険税率の設定、収納率の向上、医療費・保険給付の適正化について、平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの年度ごとの具体的な取組内容や数値目標等を定めたものです。

1 市国保財政健全化方針策定の経緯

平成 2 7 年 5 月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成 2 7 年法律第 3 1 号)」による国民健康保険法(昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」といいます。)の改正により、国民健康保険への財政支援の拡充による財政基盤の強化を図るとともに、平成 3 0 年度から都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的な役割を担う(以下「都道府県単位化」といいます。)ことにより、国民健康保険制度の安定化を図っていくこととなりました。

都道府県単位化に向けては、法に基づき、平成 2 9 年 9 月に神奈川県が国民健康保険の安定的な財政運営及び県内市町村の国民健康保険事業の広域的かつ効率的な運営の推進を図るため、「神奈川県国民健康保険運営方針」を策定したところです。

一方、本市では、都道府県単位化を見据える中、平成 2 9 年 2 月に策定した「第 2 次さがみはら都市経営指針実行計画」において、国民健康保険事業特別会計の健全化に向けた取組目標等を定めています。

こうした背景を踏まえ、「神奈川県国民健康保険運営方針」及び「第 2 次さがみはら都市経営指針実行計画」との整合を図った、市国保財政健全化方針を策定することとしました。

策定に当たっては、平成 2 9 年 8 月 2 4 日に市国民健康保険運営協議会にその内容についての諮問を行い、9 月 1 4 日に答申を受理し、その答申内容を踏まえ、1 0 月 1 1 日に策定しました。

なお、市国保財政健全化方針は近日中に市ホームページに掲載いたします。

2 市国保財政健全化方針の概要

裏面のとおり

以 上

問合せ先
国民健康保険課
042-707-7023

「相模原市国民健康保険財政健全化方針」策定の背景

国民健康保険制度改革

- ① 運営の在り方の見直し(都道府県単位化)
- ② 公費拡充等(保険者努力支援制度の新設等)による財政基盤の強化



神奈川県 国民健康保険運営方針 【H30～H32】 (H29年9月策定)

- 国保の安定的な財政運営の推進
- 国保事業の広域的・効率的な運営の推進
 - ①財政収支の改善(法定外繰入金の削減)
 - ②収納率目標の設定
 - ③保険給付の適正化に向けた取組
 - ④医療費適正化に向けた取組

第2次さがみはら 都市経営指針実行計画 【H29～H31】 (H29年2月策定)

- 都道府県単位化に伴う国保特会の健全化
→数値目標：H29年度に設定
- 国保税の収納率(現年度)の向上
→数値目標：90.20%
- 債権回収の強化(収入未済額の削減)
→数値目標：H27決算額の△10%を削減

国保財政健全化・収納率向上・医療費適正化等
に向けた取組の推進



「相模原市国民健康保険財政健全化方針」 【H30～H32】

「相模原市国民健康保険財政健全化方針」の概要

課題

- ・決算補填等(保険税負担緩和を含む。)を目的とした一般会計からの多額の法定外繰入金
- ・都道府県単位化に伴う市の役割の変化⇒県が示す標準保険料率を参考にした保険税の賦課・徴収、県への納付

法定外繰入金の削減

収納率の向上

医療費の適正化

市国民健康保険財政健全化方針の策定(H30～H32)

○決算補填等目的の法定外繰入金の段階的な削減【H28：29億円⇒H34までに解消】

- ・適正な保険税率の設定
※県から示される標準保険料率とのかい離を5年間で計画的に解消するため、毎年度増額改定が必要
- ・保険者努力支援制度を活用した特定財源の確保

○収納率の向上【現年度分：H28：88.86% ⇒H32：91.18%(県国保運営方針の要求水準)】

- ・口座振替の推進
- ・コールセンターを活用した納付勧奨等の実施
- ・滞納整理の充実・強化(徴収体制の見直し等) など

○医療費・保険給付の適正化(効果的な保健事業等の推進)

- ・「市国民健康保険データヘルス計画」(H29策定予定)に基づく効果的な保健事業の実施 など